

府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害から市民の生命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）内の住宅及び居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）について土砂災害対策改修工事を行う者に対し、府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、府中市補助金交付規則（昭和57年府中市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(実施主体及び用語の定義)

第2条 この要綱に規定する建築物土砂災害対策改修促進事業に対する補助金の交付は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び広島県の建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱に基づき、府中市が実施するものとする。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策構造基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定及び平成13年国土交通省告示第383号の仕様規定をいう。
- (2) 補助対象建築物 土砂災害特別警戒区域に指定される前からその敷地に立地し、土砂災害対策構造基準に適合しない住宅等をいう。
- (3) 土砂災害対策改修工事 土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない住宅等に対し、土砂災害対策構造基準に適合するよう改修することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者であって市税（延滞金を含む。以下同じ。）の滞納がない者
- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定による建物等を管理するために補助対象建築物の区分所有者全員で構成された団体であって、当該区分所有者全員に市税の滞納がないもの
- (3) その他市長が適当と認めるもの。

(補助対象事業及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助

対象者が補助対象建築物に土砂災害対策改修工事を行う事業とする。

- 2 補助金の額は、前項の補助対象事業に要する費用の合計額又は330万円のいずれか小さい額に100分の23を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助対象建築物ごとに、府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物に係る登記事項証明書又はその他補助対象建築物の所有者を証する書類（申請日から3月以内に交付されたものに限る。）
- (2) 補助対象建築物に係る所有者（区分所有されている補助対象建築物にあっては、全ての区分所有者）について、市税の滞納がないことを証する書類（申請日から3月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 区分所有されている補助対象建築物にあっては、当該補助対象建築物の管理を行う団体の土砂災害対策改修工事に係る総会の決議書の写し
- (4) 補助対象建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写しその他補助対象建築物の建築年月日がわかるもの
- (5) 補助対象建築物が土砂災害対策構造基準に適合していないことが確認できる資料
- (6) 補助対象建築物の付近見取図、配置図（土砂災害特別警戒区域内であることがわかる図を含む。）、各階平面図、立面図、断面図、構造図（土砂災害対策構造基準への適合検討書等を含む。）及び現況外観写真
- (7) 補助対象事業に要する工事費の見積書又はその写し
- (8) 補助対象事業に係る構造設計を行った建築士の免許証の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 交付申請者は、前項の規定により補助金の交付申請を行うに当たり、補助対象事業に要する費用に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、消費税等仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除

税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付等の決定等及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、速やかに当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付が適当と認めないときは、補助金を交付しないことを決定し、府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

4 交付申請者は、補助対象事業の着手（土砂災害対策改修工事に係る契約を締結する日）の前に、補助金の交付の決定を受けなければならない。

5 第2項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後は、速やかに同項の規定により交付の決定を受けた事業を実施しなければならない。

(変更の申請等)

第7条 事業実施者は、前条第2項の規定による交付の決定を受けた事業の内容等を変更しようとするときは、速やかに府中市建築物土砂災害対策改修促進事業変更申請書（別記様式第4号）に当該変更に係る内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し変更の決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業の変更を決定したときは、府中市建築物土砂災害対策改修促進事業変更決定通知書（別記様式第5号）により事業実施者に通知するものとする。

3 事業実施者は、前条第2項の規定による交付の決定を受けた事業（前項の規定による変更決定があった場合は、当該変更決定を受けた変更後のものとする。以下「交付決定事業」という。）を取り止めようとするときは、速やかに府中市建築物土砂災害対策改修促進事業取止届出書（別記様式第6号）により、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、前条第2項の規定による補助金の交付の決定は、その効力を失う。

5 事業実施者は、予定の期間内に交付決定事業を完了することが困難となった場合は、遅滞なくその事由を付して市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の実績報告等)

第8条 事業実施者は、交付決定事業を完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過した日、又は完了した日の属する市の会計年度の末日までのいずれか早い日までに府中市建築物土砂災害対策改修促進事業実績報告書（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定事業に係る清算設計書
- (2) 交付決定事業の施工前、工事中及び施工後写真
- (3) 交付決定事業に係る契約書の写し
- (4) 交付決定事業に要した工事費の領収書の写し
- (5) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
（同法第6条第1項の規定による工事に該当する場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告書を提出する者のうち、第5条第2項ただし書きの規定により申請をした者は、補助金の交付決定額について消費税等仕入控除税額を明らかにし、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施者は、交付決定事業の一部又は全部が、交付決定を受けた日の属する会計年度の翌会計年度にわたる場合は、当該翌会計年度の4月10日までに府中市建築物土砂災害対策改修促進事業年度終了実績報告書（別記様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 土砂災害対策改修の進捗状況等を把握できるもの
- (2) 繰越計算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による報告書が提出された場合は、報告書の内容の審査及び現地調査等を行い、交付決定事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金額確定通知書（別記様式第9号）により事業実施者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた事業実施者は、府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

- (2) この要綱に基づき市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不相当であると認めたととき。

2 前項の規定は、第9条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消したときは、府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（別記様式第11号）により事業実施者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金返還命令書（別記様式第12号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（指導監督等）

第13条 市長は、事業実施者に対し、交付決定事業に関する報告を求め若しくは必要な指示を行い、又は職員をして交付決定事業の実施について必要な検査をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第14条 補助金の交付を受けた事業実施者は、交付決定事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、当該交付決定事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日まで保存しなければならない。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助金の交付を受けた事業実施者は、交付決定事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第13号）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の返還を命ずるときは、府中市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金消費税等仕入控除税額返還命令書（別記様式第14号）により補助金の交付を受けた者に命ずるものとする。

（暴力団の排除）

第16条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(3) 暴力団又は暴力団員との密接な関係を有する者

2 市長は、事業実施者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定事業の一部又は全部を取り消すことができる。

（その他）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。